

広島西ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員15名以内により成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、副会長、幹事、会計および会場監督である。理事会の裁量により本細則第3条第1節に基づいて選挙された理事および副幹事を加えることができる。

第3条 理事および役員の選挙

第1節

理事及び役員の選挙は、別に定める本クラブ細則運用内規「理事役員選挙要領」（1994-95理事会承認）に基づいて進められ、決定される。これにより選挙された会長候補は、次年度会長エレクトとなるものとし、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして役職名が与えられて理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第3節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次

出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督

通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事

副幹事は役員に準じるものとして、幹事を補佐し、幹事の任務を補助する。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年毎年12月のいずれかの例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は木曜日 12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする

第4節

定例理事会は毎月第1例会終了後に開催されるものとする。臨時理事会は 会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は60,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

過去に当クラブ又は他クラブに属していた者が当クラブへ再入会又は新たに入会する場合は、所属していたクラブの在籍証明書を入会申請書類と共に提出することにより入会金を免除する。当クラブ会員の親族や同一企業の後任者の入会に関しては入会金の免除には該当しない。

第3節

会費は年額とし、その年度の予算に定める通り とする。半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回、7月および1月に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。（*注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。）

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。

本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節

クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

会員組織委員会
管理運営委員会
職業奉仕委員会
社会・新世代奉仕委員会
国際奉仕委員会
財団委員会

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第2節 会員組織委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕のうち会員の選考、拡大に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(a) 職業分類・会員増強委員会

- ① この委員会は、毎年できるだけ早く、(少なくとも8月31日以前) 地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業分類の原則を適用して未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブ現会員の職業分類を再検討すること。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- ② 絶えず本クラブの未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(b) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、

職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。
そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(c) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

また、委員は3名をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

第3節 管理運営委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕のうち管理運営に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえに役立つ指導と、援助を与える方策を考案しこれを実施するものとする。

(a) 会報雑誌・広報委員会（資料保存）

この委員会は、クラブ週報を刊行するとともに、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催する。

- ①クラブの例会プログラムにおいて毎月機関雑誌を簡潔に紹介し、新会員のロータリーへの理解推進に活用することを奨励する。
- ②ロータリアンでない卓話講演者や図書館、病院、学校、等に対し雑誌を贈呈し、地域社会のロータリー活動への理解推進と広報に努めること。
- ③クラブの活動成果であるニュース資料や写真を雑誌に投稿する等、あらゆる方法によって雑誌を、本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立つものとする。
- ④ロータリー活動に伴う文書資料を文書資料保存マニュアルに沿って保存管理する。
- ⑤一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て実施する。

(b) プログラム・出席委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

またこの委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じる。また、出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

第4節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 社会・新世代奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次

の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) 新世代・インターアクト委員会

この委員会は、青少年の健全育成のための環境整備に関する活動を行い、新世代のためのプロジェクトやプログラムを実施するとともに、インターアクトクラブの活動を支援し指導するものとする。

(b) 地域・環境委員会

この委員会は、地域とその環境の質を調査し、改善することによって多くの人にとって住みやすい地域社会を築く活動をするものとする。

第6節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) 国際社会奉仕委員会

多様な国際社会のニーズに応えるために、様々な国際奉仕活動プロジェクトを立案・検討・実行することで、国際理解と親善および平和推進に努めるものとする。プロジェクトによっては年度を継続して推進することもある。

(b) 国際交流・姉妹クラブ友好委員会

この委員会は、世界の国々との間に友情の懸け橋を築き、多様な国の人々との相互理解と友好に努めるものとする。

また、姉妹クラブ、友好クラブとの交流を通して親睦を増進し、相互の理解と友情を深めるよう努めるものとする。

第7節 財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団および米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

(a) ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

また、社会・新世代奉仕委員会や国際奉仕委員会と協力して奉仕プログラムに財団資金の活用を検討する。

また、委員は3名をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(b) 米山奨学委員会

この委員会は、「将来、日本と世界を結ぶ懸け橋となって国際社会での活躍と同時に日本の良き理解者となり得る人材の育成事業」である米山奨学会の活動を、資金的寄付と奨学生へのカウンセラーを中心とした心のこもった支援を推進するものである。

また米山奨学会がいかに国際理解と友好に寄与しているかを広報し、会員および社会の理解を得て、その運動の推進に努めるものとする。

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。慈善・奉仕活動運営に関しては、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会・新世代奉仕、国際奉仕の部門の活動を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主

要な責務がある。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と慈善・奉仕活動に関する資金である。

第3節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該新会員の入会式を行い、当該新会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員を適切な委員会に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 例会行事

開会宣言
来訪者の紹介
来信、告示事項、およびロータリー情報
委員会報告
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則に反する改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

なお次年度委員会編成にともなう細則変更については当年度理事会の承認なしに次年度理事会の議決後同様の手続きをもって変更することができる。但し細則施行日は当該年度のはじまり(7月1日)とする。

制定

改正 2006年 8月24日

[現行細則]

本クラブの年次総会は毎年 12月の第3例会 に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

[改正細則]

本クラブの年次総会は 毎年12月のいずれかの例会 に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

改正 2009年12月17日

R I 推奨ロータリー・クラブ細則に準拠

改正 2011年 3月 10日

R I 推奨ロータリー・クラブ細則に準拠

改正 2012年 2月 23日 委員会組織変更に伴い改正(施行 2012年 7月 1日)

参考

2006年 6月 8日 クラブ定款第3条「クラブの所在地域」の表現変更

クラブ定款第3条「クラブ所在地域」の表現変更：現在の「広島市佐伯区及び廿日市市並びに大柿町、沖美町、能美町を除く佐伯郡一円」から市町村合併により「広島市佐伯区及び廿日市市」に変更

2008年 12月 18日 クラブ定款第5条「四大奉仕部門」追加に伴う条項番号変更